

# 総合評価落札方式における「専任補助者」の配置について

参考5

- 若手技術者の育成対策として、若手主任（監理）技術者に加えて、経験豊富な専任補助者を配置する場合には、**専任補助者の成績、実績等を総合評価の加点対象**とします。（令和2年4月以降の公告から）
- **専任補助者は当該工事に専任で配置**することとなります。
- **若手主任（監理）技術者の入札参加要件の「施工経験」を不要**とします。
- **工事完了時の施工実績、成績等は、配置されたそれぞれの立場で付与**となります。

	若手主任(監理)技術者	専任補助者	現場代理人	
入札公告	資格	必要	必要	—
	施工経験	<u>不要</u>	<u>必要</u>	—
	総合評価時 (成績、実績等の 加点評価時)	<u>評価対象外</u>	<u>評価対象</u>	—
	工事完了時	<u>主任(監理)技術者</u> としての施工実績、 成績等を付与	<u>専任補助者</u> とし ての施工実績、 成績等を付与	<u>現場代理人</u> とし ての施工実績、 成績等を付与

- ※1 「専任補助者」は、現場代理人を兼ねることができる。
- ※2 「専任補助者」は、主任（監理）技術者を兼ねることはできない。
- ※3 「専任補助者」は、総合評価上の位置付けであり、建設業法上の規定はない。